

第1章 総則.....	4
第1条 (適用)	4
第2条 (約款の変更)	4
第3条 (定義)	4
第4条 (単位および端数処理)	6
第5条 (実施細目)	7
第2章 契約の申込み	8
第6条 (契約の申込み)	8
第7条 (契約の成立および利用期間)	9
第8条 (供給準備その他必要な手続きのための協力)	9
第9条 (需要場所)	9
第10条 (契約の単位)	9
第11条 (供給の開始)	9
第12条 (供給の単位)	9
第12条の2 (承諾の限界)	10
第3章 契約種別および料金	11
第13条 (契約種別)	11
第14条 (従量)	11
第15条 (低圧電力)	14
第16条 (手続きに関する費用等)	16
第4章 料金の算定および支払い.....	17
第17条 (料金の適用開始の時期)	17
第18条 (検針日)	17
第19条 (料金の算定期間)	17
第20条 (使用電力量の計量)	18
第21条 (料金の算定)	18
第22条 (日割計算)	18
第23条 (料金の支払義務)	19
第24条 (料金その他の支払方法)	19
第25条 (延滞処理)	19
第5章 使用および供給.....	20
第26条 (適正契約の保持)	20
第27条 (力率の保持)	20
第28条 (需要場所への立入りによる業務の実施)	20
第29条 (電気の使用にともなう契約者の協力)	20
第30条 (供給の停止)	21
第31条 (供給停止の解除)	21
第32条 (使用の制限もしくは中止)	22

第 33 条 (削除)	22
第 34 条 (違約金および損害賠償の免責)	22
第 35 条 (設備の賠償)	22
第 6 章 契約の変更および終了.....	23
第 36 条 (契約の変更)	23
第 37 条 (契約者の氏名等の変更)	23
第 38 条 (契約者の地位の承継)	23
第 39 条 (契約の解約)	23
第 40 条 (供給開始後の契約の解約または変更にもなう料金および工事費の精算)	24
第 40 条の 2 (契約者本人による手続きが困難な場合の解約等)	25
第 41 条 (解除等)	25
第 42 条 (契約消滅後の債権債務関係)	26
第 7 章 供給方法、工事および工事費の負担.....	27
第 43 条 (供給方法および工事)	27
第 44 条 (工事費負担金等相当額の申受け等)	27
第 8 章 雑則.....	28
第 45 条 (禁止事項)	28
第 46 条 (契約者に係る情報の取扱い)	28
第 47 条 (準拠法)	29
第 48 条 (合意管轄)	29
第 49 条 (言語)	29
第 50 条 (定めなき事項)	29
第 51 条 (暴力団排除に関する条項)	29
第 52 条 (統計情報の取扱い)	30

第1章 総則

第1条（適用）

- (1) 当社が、一般の需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この J:COM 電力共用部コース契約約款（以下「約款」といいます）によります。
- (2) 約款は、別記1に定める当社のサービス提供区域に存在する集合住宅の共用部にて低圧で電気を利用されるお客さま（文脈により、以下「申込者」または「契約者」といいます）に限り、適用するものとします。
- (3) 当社が提供する J:COM 電力共用部コース以外のサービス（以下「J:COM サービス」といいます）については、別に定める契約約款および規約等を適用するものとします。

第2条（約款の変更）

- (1) 託送供給等約款が改定された場合、法令、条例または規則等が改正された場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の約款の内容およびその効力発生時期をインターネットの利用その他の当社が適切と考える方法により周知することとします。この周知が行なわれ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の約款によります。また、契約者から求めがあった場合、当社は、契約者に対し、変更後の供給条件を記載した書面を交付します。
- (2) 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。
- (3) 消費税法および地方消費税法の改正により消費税等（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税をいいます）の税率が変更された場合には、契約者は変更された税率にもとづいて電気料金その他の債務に係る消費税等相当額を支払っていただきます。

第3条（定義）

次の言葉は、約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 一般送配電事業者

経済産業大臣の許可を受け、自らが維持し運用する送電用および配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給を行なう事業者をいいます。

(2) 小売電気事業者

経済産業大臣の登録を受け、電力の小売供給を行なう事業者をいいます。契約者へ提供する電力の調達および電力の販売を行ないます。

(3) 託送供給

小売電気事業者が調達した電力を、一般送配電事業者等が維持し運用する送電用および配電用の電気工作物により、契約者の需給地点まで送電することをいいます。

(4) 託送供給等約款

接続供給契約の内容を定める一般送配電事業者等の約款で、電気事業法第 18 条第 1 項にもとづき経済産業大臣より認可を受けたものをいいます。

(5) 需給地点

当社が、契約者に電気の供給をするために一般送配電事業者等が行なう接続供給に係る電気の供給を受ける地点をいいます。

(6) 電気工作物

電気を供給するための設備、受電設備、屋内配線、電気使用設備等の総称をいいます。

電気事業法上、電圧、電力の大きさで区分されており、一般の住宅等 600 ボルト以下で受電する電気設備は一般用電気工作物となります。

(7) 低圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(8) 電灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます）をいいます。

(9) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他の契約者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(10) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(11) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(12) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、契約者において使用する最大電流を制限するものをいいます。

(13) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

(14) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(15) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(16) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(17) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(18) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格算定期間を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします）をいいます。

(19) 供給地点特定番号

需要場所において1つ付与される番号であって、一般送配電事業者等または当社が設備情報および使用量情報の閲覧または取得にあたり、対象供給地点を特定するための識別番号をいいます。

(20) 接続供給

当社が契約者に電気の供給を行うために必要となる、当社が一般送配電事業者等から受ける電気の供給をいいます。

(21) 接続供給契約

当社が一般送配電事業者等と締結した接続供給にかかる契約をいいます。

(22) 契約

本約款に基づき当社との間に締結される J:COM 電力共用部コースの契約をいいます。

(23) 申込者

当社に契約の申込をした者をいいます。

(24) 契約者

申込者のうち、当社が契約の申込を承諾し、当社との間で契約が成立した者をいいます。

(25) 一般送配電事業者等

本条(1)および経済産業大臣の許可を受け、自らが維持し運用する送電用および配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給を行なう配電事業者との総称をいいます。

第4条（単位および端数処理）

約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (3) 契約電力の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力については、第15条（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

第5条（実施細目）

約款の実施上必要な細目的事項は、約款の趣旨に則り、そのつど契約者と当社との協議によって定めま
す。なお、契約者は、一般送配電事業者等が、託送供給等約款の実施上、契約者との協議が必要であると
判断した場合、一般送配電事業者等と協議をしていただく必要があります。

第2章 契約の申込み

第6条（契約の申込み）

- (1) 申込者は、あらかじめ約款に同意の上、次の事項を明らかにして当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。
現または旧小売電気事業者名、現または旧小売電気事業者の契約者番号、現または旧小売電気事業者の契約名義、申込者の住所、供給地点特定番号、契約種別、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備および蓄電池（以下、発電設備等）、業種、用途、供給開始希望日、使用期間および料金の支払方法等
- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、申込者から申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、原則として、当社から一般送配電事業者等の供給設備の状況等について照会をいたしますが、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあることをご了承ください。
- (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、契約者が保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備等の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- (5) 当社は、次のイからニの事項等を明らかにして、一般送配電事業者等所定の様式により、託送供給の申込みを行いません。この場合、当社への情報開示にかかわる契約者の承諾書（一般送配電事業者等の様式によります）を提出していただくことがあります。
 - イ 契約者の名称、用途、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点
 - ロ 供給地点における供給電気方式および供給電圧
 - ハ 需要場所における負荷設備、主開閉器、受電設備および発電設備等
 - ニ 契約電流、契約容量または契約電力
 - ホ 接続供給の開始希望日および使用期間
- (6) 第1条（適用）(2)に該当する申込者は、本条第1項に基づき申込者が当社に申し出た小売電気事業者と締結済みの電力供給契約における契約種別および契約電流、契約容量または契約電力に相当する当社の契約種別および契約電流、契約容量または契約電力をお申込みいただくものとします。その際、お申込みいただいた契約電流、契約容量、または契約電力と、当社へ契約が切替わる時点で他の小売電気事業者で利用されている契約電流、契約容量、または契約電力が異なる場合、お申込みいただく契約電流、契約容量または契約電力は、当社へ契約が切替わる時点で他の小売電気事業者で利用されている契約電流、契約容量、または契約電力の値に決定いたします。

- (7) 前各項の規定にかかわらず、技術的な理由等により、J:COM 電力共用部コースを提供できない場合があることを、申込者は予め承諾するものとします。

第7条（契約の成立および利用期間）

- (1) 契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 利用期間は、契約が成立した日（以下「契約成立日」といいます）から、契約にもとづく電気の供給が開始された日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。
- (3) 契約期間満了に先だって契約の消滅または変更がない場合は、契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- (4) 当社は契約成立日以降、法令の定めに基づき、契約内容を記載した書面（以下「契約締結後書面」といいます）を契約者に交付します。
- (5) 契約締結後書面は、書面にて交付します。

第8条（供給準備その他必要な手続きのための協力）

契約者は、託送供給の実施にともない一般送配電事業者等が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力していただきます。

第9条（需要場所）

需要場所は、託送供給等約款に定めるところによるものといたします。

第10条（契約の単位）

- (1) 当社は、第14条（従量）について、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、従量のうちの1契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1契約を結びます。ただし、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたときを除きます。
- (2) 当社は、第15条（低圧電力）について、従量のうちの1契約種別とあわせて契約する場合のみ、契約を結びます。

第11条（供給の開始）

- (1) 当社は、申込者の契約が成立したときには、供給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉または停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかとなった場合には、あらかじめ契約者および一般送配電事業者等と協議の上、供給開始日を定めることとします。

第12条（供給の単位）

当社は、託送供給等約款に定めるところにより、原則として、1契約につき、1供給電気方式、1引込

みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

第12条の2（承諾の限界）

当社は、法令、電気の供給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の契約の料金に関し、支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます）その他によってやむをえない場合には、申込者による契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合、当社は、申込者にその理由をお知らせいたします。

第3章 契約種別および料金

第13条 (契約種別)

契約種別は、次のとおりといたします。なお、契約種別の従量Bおよび従量Cを総称したサービスを電灯契約といい、低圧電力サービスを動力契約といたします。

需要区分	契約種別
電灯需要	従量B
	従量C
電力需要	低圧電力

第14条 (従量)

(1) 従量B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、お客さまが1年を通じてこの契約要綱の適用を希望され、契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、契約者の申出によって定めます。

(ロ) 一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、契約者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料金

料金は、料金表に定める基本料金、電力量料金、別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表2(燃料費調整)(1)によって算定された燃料費調整額および別表10(離島ユニバーサルサービス調整)(1)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計といたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき料金表に定めるとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の1月あたりの基本料金は、料金表に定める基本料金額の半額といたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量に対し、料金表に定める1キロワット時あたりの電力量料金を乗じることにより算定いたします。

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が料金表に定める最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、料金表に定める最低月額料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

ホ 割引

当社は、ニによって算定された料金から、以下の契約者区分に応じて算出される金額を割引いたします。なお、共用部Cコースの場合は割引を行わない。

・共用部コースAコースまたはBコースの場合

電力の提供が開始された日の翌月の請求分より、ニ(ロ)によって算定された電力量料金から以下の割引表に基づき算出した金額を割引いたします。

割引表

使用電力量	割引率
最初の120キロワット時まで の1キロワット時につき	0.5%
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	0.5%
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	1%

(2) 従量C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、お客さまが1年を通じてこの契約要綱の適用を希望され、契約容量が原則6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別表 4（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(ロ) 契約者が契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は、料金表に定める基本料金、電力量料金、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額および別表 10（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計といたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき料金表に定めるとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の1月あたりの基本料金は、料金表に定める基本料金額の半額といたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量に対し、料金表に定める1キロワット時あたりの電力量料金を乗じることにより算定いたします。

ヘ 割引

当社は、ホによって算定された料金から、以下の契約者区分に応じて算出される金額を割引いたします。なお、共用部Cコースの場合は割引を行わない。

- ・共用部コースAコースまたはBコースの場合

電力の提供が開始された日の翌月の請求分より、ホ（ロ）によって算定された電力量料金から以下の割引表に基づき算出した金額を割引いたします。

割引表

使用電力量	割引率
最初の 120 キロワット時まで の 1 キロワット時につき	0.5%
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	0.5%
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	1%

第 15 条（低圧電力）

（1）適用範囲

動力を使用する需要で、お客さまが 1 年を通じてこの契約要綱の適用を希望され、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

ロ 契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、契約者が希望され、かつ、契約者の電気の使用状態、一般送配電事業者等の供給設備の状況等から一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

（2）供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

（3）契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

（4）契約電力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表 4（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置を契約者に施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表 7（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。

（イ）契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のもの入力につき	90 パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

ロ 契約者が契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料金

料金は、料金表に定める基本料金、電力量料金、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表 2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額および別表 10（離島ユニバーサルサービス調整）(1)二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計といたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき料金表に定めるとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の 1 月あたりの基本料金は、料金表に定める基本料金額の半額といたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量に対し、料金表に定める 1 キロワット時あたりの電力量料金を乗じることにより算定いたします。

ハ 削除

ニ その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

(6) 割引

当社は、(5) によって算定された料金から、以下の契約者区分に応じて算出される金額を割引いたします。

・共用部コース A コースの場合

電力の提供が開始された日の翌月の請求分より、(5) イおよびロによって算定された電力量料金から以下の割引表に基づき算出した金額を割引いたします。

割引表

	割引率
電力量料金	1%

・共用部コースBコースまたはCコースの場合

電力の提供が開始された日の翌月の請求分より、(5) イおよびロによって算定された電力量料金から以下の割引表に基づき算出した金額を割引いたします。

割引表

	割引率
電力量料金	1%

(7) その他

変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

第16条（手続きに関する費用等）

- (1) 申込者は、当社が別に定める料金表に従い手続きに関する費用等を当社に支払うことに同意していただくものとし、発生都度、利用料金にあわせて支払っていただきます。
- (2) 契約解約後の再契約の場合でも、前項の規定に準じて取扱います。
- (3) 契約者は、第36条（契約の変更）を行なった場合には、当社が別に定める料金表に従い手続きに関する費用等を当社に支払うことに同意していただくものとします。

第4章 料金の算定および支払い

第17条（料金の適用開始の時期）

料金は、供給開始の日から適用いたします。

第18条（検針日）

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、需給地点ごとに、当社があらかじめお知らせした日（一般送配電事業者等が需給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日（以下「検針の基準となる日」といいます）および休日等を考慮して定めます）に、一般送配電事業者等が各月ごとに行ないます。
- (2) 契約者が不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 一般送配電事業者等は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。
- (4) 一般送配電事業者等は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめ契約者の承諾をえるものといたします。
 - イ 供給開始の日からその直後の需給地点の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合
 - ロ その他特別の事情がある場合
- (5) (3)の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。
- (6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、供給開始の直後の需給地点の属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

第19条（料金の算定期間）

- (1) 料金の算定期間は前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます）といたします。ただし、契約者が電気の供給を開始した月の検針期間は、供給開始日から直後の検針日の前日までの期間とし、本契約が終了した場合の検針期間は、直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。
- (2) 前項にかかわらず、当社があらかじめ契約者に電力量または最大需要電力が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます）をお知らせした場合、「1月」とは、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます）といたします。ただし、契約者への電気の供給を開始した月の計量期間は、供給開始日から直後の計量日の前日までの期間とし、本契約が終了した場合の計量期間は、直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。

第 20 条（使用電力量の計量）

- (1) 使用電力量の計量は、原則として、一般送配電事業者等が需給地点ごとに取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30 分単位で計量いたします。
- (2) 料金の算定期間の使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を、需給地点ごとに、料金の算定期間（ただし、契約者が需給地点を消滅させる場合で、特別の事情があるときは、直前の計量日から消滅日までの期間といたします）において合計した値といたします。
- (3) 需給地点ごとの計量の結果は、各月ごとにすみやかに当社から契約者にお知らせいたします。
- (4) 技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は、計量器を取り付けないことがあります。
- (5) 第 18 条 (2) もしくは (7) の場合または電力量計の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表 8（使用電力量の協定）を基準として、契約者と当社との協議によって定めます。
- (6) 検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表 8（使用電力量の協定）を基準として、契約者と当社との協議によって定めます。

第 21 条（料金の算定）

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、もしくは契約が消滅した場合または需要場所を新たに設定した場合
 - ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (2) 料金は契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。
- (3) 第 14 条（従量）(1) ニ（イ）、(ロ)、(ハ)、第 14 条（従量）(2) ホ（イ）、(ロ) および第 15 条（低圧電力）イ、ロに定める料金を変更した場合、料金変更直後の検針日から変更後の料金を適用します。

第 22 条（日割計算）

- (1) 当社は、第 21 条（料金の算定）(1) イまたはロの場合は、次により料金を算定いたします。
 - イ 基本料金、最低月額料金は別表 9（日割計算の基本算式）(1) イにより日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 9（日割計算の基本算式）(1) ハにより算定いたします。ただし、従量 B および従量 C の料金適用上の電力量区分については、別表 9（日割計算の基本算式）(1) ロにより日割計算をいたします。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 9（日割計算の基本算式）(1) ニにより算定いたします。
 - ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 第 21 条（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および消滅日を除きます。また、第 21 条（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) 削除

(4) 削除

第 23 条（料金の支払義務）

(1) 利用者の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

イ 検針日といたします。ただし、第 18 条（検針日）(5)の場合の料金については実際に検針を行った日とし、第 18 条（検針日）(6)の場合の料金により精算する場合の精算額については次の検針日とし、また、第 20 条（使用電力量の計量）(5)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。なお、第 20 条（使用電力量の計量）(6)の場合は、その契約者の属する検針区域の検針日といたします。

ロ 契約が終了した場合は、終了日といたします。ただし、特別の事情があつて契約の終了日以降に契約の終了日以降に一般送配電事業者等から検針の結果を受領した場合は、その日といたします。

(2) 当社が定める J:COM 電力共用部コースの料金は、特に断りが無い限り全て税込表示となります。

第 24 条（料金その他の支払方法）

(1) 当社が提供する J:COM 電力共用部コースの料金は、第 14 条（従量）、第 15 条（低圧電力）に定めるところによります。

(2) 料金の支払方法は、別記に定めるところによります。

(3) 契約者は、当社が有する契約者の料金その他の債務についての債権を譲渡することがあることをあらかじめ予め承諾していただきます。また、当社は、前項にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込む方法より支払っていただくことがあります。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4) 第 18 条（検針日）(6)の場合、供給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、供給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

第 25 条（延滞処理）

(1) 契約者は、料金その他の債務について、当月の支払期日にお支払がない場合で、翌月分とをあわせてお支払いただくこととした翌月の支払期日を経過してもなお支払がない場合（当社が支払を確認できない場合も含みます）には、当社が別に定める料金表記載の延滞手数料を加算して当社に支払っていただきます。

- (2) 前項の延滞処理にもかかわらず、契約者は、料金その他の債務（延滞手数料は除きます）について、支払期日を経過してもなお支払がない場合には、当社が定める期日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払っていただきます。
- (3) 当社は、本条で定める延滞手数料と遅延損害金を、重複して加算することはありません。

第 5 章 使用および供給

第 26 条（適正契約の保持）

当社は、一般送配電事業者等から接続供給契約が電気の使用状態に比べて不相当であるとして、接続供給契約を適正なものに変更することを求められた場合等、契約者との契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

第 27 条（力率の保持）

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約の契約者については 90 パーセント以上、その他の契約者については 85 パーセント以上に保持していただきます。
- (2) 契約者が進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2 以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。なお、進相用コンデンサは、別表 6（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

第 28 条（需要場所への立入りによる業務の実施）

当社および一般送配電事業者等は、次の業務を実施するため、契約者の承諾をえて契約者の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、契約者の求めに応じ係員は所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの一般送配電事業者等の供給設備、または計量器等需要場所内の一般送配電事業者等の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます）、改修または検査
- (2) 不正な電気の使用を防止するために必要な契約者の電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (3) 計量器の検針または計量値の確認
- (4) 第 30 条（供給の停止）、第 39 条（契約の解約）(1)または第 41 条（解除等）により必要な処置
- (5) その他約款によって、契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または一般送配電事業者等の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

第 29 条（電気の使用にともなう契約者の協力）

- (1) 契約者の電気の使用が、次の原因で他の契約者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者等もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼ

し、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます）には、契約者の負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとしとくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

(2) 契約者が発電設備等を一般送配電事業者等の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます）、その他の法令等にしがたい、一般送配電事業者等の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

第30条（供給の停止）

(1) 契約者が次のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者等は、その契約者について電気の供給を停止することがあります。

- イ 契約者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
- ロ 契約者の需要場所内の一般送配電事業者等の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者等に重大な損害を与えた場合

(2) 契約者が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、一般送配電事業者等は、その契約者について電気の供給を停止することがあります。

- イ 契約者の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
- ニ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。
- ホ 第28条（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、一般送配電事業者等の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
- ヘ 第29条（電気の使用にともなう契約者の協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(3) 契約者がその他託送供給等約款に反した場合には、一般送配電事業者等は、その契約者について電気の供給を停止することがあります。

(4) (1)から(3)によって供給を停止する場合には、一般送配電事業者等は、一般送配電事業者等の供給設備または契約者の電気設備において、供給の停止のための適当な処置を行ないます。なお、この場合には、必要に応じて契約者に協力をしていただきます。また、停止のための適当な処置を行なう場合には、その旨を文書等により契約者にお知らせすることがあります。

第31条（供給停止の解除）

第30条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、契約者がその理由となった事実を解消

したときには、一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

第 32 条（使用の制限もしくは中止）

- (1) 一般送配電事業者等は、次の場合には、契約者に電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
- イ 一般送配電事業者等が維持および運用する電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ロ 一般送配電事業者等が維持および運用する電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ハ その他託送供給等約款において契約者の電気の使用を制限し、または中止することがあるものとして定める事項に該当する場合ニ 削除
- (2) (1) の場合には、一般送配電事業者等は、あらかじめその旨を広告その他によって契約者にお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

第 33 条（削除）

第 34 条（違約金および損害賠償の免責）

- (1) 契約者が第 30 条(2)ロ、ハまたはニに該当し、そのために接続供給に係る料金の全部または一部の支払を免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) 第 32 条（使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、契約者の受けた損害について賠償の責めを負わず、また、契約者の料金その他の債務の減免を行いません。
- (3) 第 30 条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または第 41 条（解除等）によって契約を解除した場合もしくは契約が消滅した場合には、当社は、契約者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、契約者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

第 35 条（設備の賠償）

契約者が故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者等の電気工作物電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

第6章 契約の変更および終了

第36条（契約の変更）

契約者が電気の契約の変更を希望される場合は、新たに電気の契約を希望される場合に準ずるものいたします。

第37条（契約者の氏名等の変更）

契約者は、その氏名、名称または住所もしくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、すみやかに届け出ていただきます。

第38条（契約者の地位の承継）

- (1) 相続または法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後相続する法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかに届け出ていただきます。
- (2) 前項の場合に、相続人が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その相続人のうちの1人を代表者として扱います。
- (4) 第1項および第2項の届出を行い、契約者の地位の承継をした相続人または法人は、当社が別に定める手数料をお支払いいただきます。

第39条（契約の解約）

- (1) 契約者が電気の使用を解約しようとする場合は、あらかじめその解約期日を定めて、当社に通知していただきます。一般送配電事業者等は、原則として、契約者から通知された解約期日に供給を終了させるための適当な処置を行いません。
- (2) 契約は、第41条（解除等）および次の場合を除き、契約者が当社に通知された解約期日に消滅いたします。
 - イ 前項の規定による解約が小売電気事業者の変更を理由とする場合、約款の解約期日が、解約通知を受領した日の翌日以降の最初の営業日の翌日から2日後（記録型計量器を取り付けていない場合は、当該通知を受領した日の翌日以降の最初の営業日の翌日から8日後）の日よりも前の場合でハに該当しない場合は、解約通知を受領した日の翌日以降の最初の営業日の翌日から2日後（記録型計量器を取り付けていない場合は、当該通知を受領した日の翌日以降の最初の営業日の翌日から8日後）の日に契約が消滅したものといたします。
 - ロ 前項にもとづく解約が、引っ越し等により契約者がその需要場所での電気の供給を受けなくなること理由とするものであり、かつ、イに該当しない場合、当社が契約者の解約通知を解約期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に契約が消滅したものといたします。

ハ 当社および一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます）により、一般送配電事業者等が供給を終了させるための処置ができない場合は、契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

- (3) 契約者が電気の解約をした場合、①契約者の責任の下で、契約者および他小売電気事業者との間で新たな電気供給契約を締結する必要があること、②契約者および他小売電気事業者間で電気供給契約が締結されず、電気供給に関し無契約となった場合には電気の供給が止まる可能性があることを契約者は予め了承するものとします。

第40条（供給開始後の契約の解約または変更にもなう料金および工事費の精算）

- (1) 次の場合には、当社は、契約の消滅または変更の日に料金および工事費を、契約者に精算していただきます。

イ 当社との契約開始日にかかわらず、他小売電気事業者との契約期間も含め、契約者が契約電流、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合は、このことを原因として当社が一般送配電事業者等から請求を受けた金額を申し受けます。

また、当社は、契約電流、契約者が契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加されたことにもない一般送配電事業者等が新たに施設した供給設備について、一般送配電事業者等から工事費の精算に係る請求を受けた金額および手数料を申し受けます。なお、増加後に消滅させる場合の使用電力量は、契約電流、契約容量または契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

ロ 当社との契約開始日にかかわらず、他小売電気事業者との契約期間も含め、契約者が契約電流、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、このことを原因として当社が一般送配電事業者等から請求を受けた金額を申し受けます。

また、当社は、一般送配電事業者等の供給設備のうち契約電流、契約容量または契約電力の減少に見合う部分について、一般送配電事業者等から請求を受けた工事費相当額として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額および手数料を申し受けます。

なお、この場合の使用電力量は、契約容量または契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

ハ 一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は、イおよびロにかかわらず精算いたしません。

- (2) 当社との契約開始日にかかわらず、他小売電気事業者との契約期間も含め、契約者が一般送配電事業者等の供給設備を同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が1年以上になる場合には、1年以上利用される契約電流等に見合う部分については、(1)にかかわらず精算いたしません。

なお、契約の消滅または変更の日以降に1年以上にならないことが明らかになった場合には、明らかになった日に(1)に準じて精算を行いません。

- (3) 非常変災等やむをえない理由による場合は、(1)にかかわらず精算いたしません。

第 40 条の 2 (契約者本人による手続きが困難な場合の解約等)

- (1) 契約者本人が電気の使用の解約または変更を希望されているにもかかわらず、契約者本人による手続きが困難な場合における解約または変更について、当社が別途定める契約者本人と一定の密接な関係にある者から、当社にその旨申し出るものとします。
- (2) 前項に基づく電気の使用の解約の申し出があり、かつ契約者が自ら契約の手続きを行うことが困難な客観的かつ合理的な事由および電気の使用を継続することが困難な事由があると認められた場合は、当社は加入契約の解約を認めるものとします。なお、当社が本条に基づき電気の使用の解約を認める場合は、前条の規定に準じて取り扱います。
- (3) 本条第 1 項に基づく変更の申し出があり、かつ契約者が自ら契約の手続きを行うことが困難な客観的かつ合理的な事由および現契約を継続することが困難な事由があると認められた場合は、社会通念上相当と認められる範囲で、当社は電気の契約の変更を認めるものとします。なお、当社が本条に基づき電気の契約の変更を認める場合は、第 37 条の規定に準じて取り扱います。

第 41 条 (解除等)

(1) 契約者が、以下の各号のいずれかに該当するときは、当社は契約者との契約を解除することができるものとし、当該解除によって、契約者は当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。この場合、当社は、契約を解除する 15 日前までに解除日を明示し、契約者に対して①契約を解除後、無契約となった場合には電気の供給が止まることおよび②契約者が希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者から電気の供給を受けることができることを説明します。なお、契約解除後であっても、当社は契約者に対して、一般送配電事業者等により電気の供給が停止された日（当該供給停止日より前に他の小売電気事業者から電気の供給が開始された場合は当該電気の供給開始日の前日）までの料金を請求できるものといたします。

- イ 第 30 条 (供給の停止) によって、電気の供給を停止された契約者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき。
 - ロ 料金の支払を遅延したとき
 - ハ 約款によって支払うこととなった工事費等を支払われないとき。
 - ニ 約款の条項 (第 51 条 (暴力団排除に関する条項) を含みます) に違反する行為があったと認められる場合およびそのおそれがあるとき。
 - ホ 差押もしくは競売または滞納処分を受けたとき。
 - ヘ 破産、民事再生その他の法的整理手続きの申立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続きの申立てをなしたとき。
- (2) 当社が、以下の各号のいずれかに該当するときは、契約者は当社との契約を解除することができるものとします。
- イ 約款の条項 (第 51 条 (暴力団排除に関する条項) を含みます。) に違反したとき。
 - ロ 差押もしくは競売または滞納処分を受けたとき。

ハ 破産、民事再生、会社更生その他の法的倒産手続の申立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続の申立てをなしたとき

(3) 契約者が、第 39 条（契約の解約）(1)による通知をされなくて、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には一般送配電事業者等が供給を終了させるための処置を行なった日に契約は消滅するものといたします。

(4) 本条に基づき契約が解除された場合、①契約者の責任の下で、他小売電気事業者との間で新たな電気供給契約を締結する必要があること、②他小売電気事業者との間で、電気供給契約が締結されず、電気供給に関し無契約となった場合には電気の供給が止まる可能性があることを契約者は予め承するものとします。

第 42 条（契約消滅後の債権債務関係）

契約期間中の料金その他の債権債務は、契約の消滅によっては消滅いたしません。

第7章 供給方法、工事および工事費の負担

第43条（供給方法および工事）

- (1) 一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備を介して契約者が電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送供給等約款に定めるところによるものといたします。
- (2) 託送供給等約款にもとづき当社と一般送配電事業者等との協議によって定めることとされている供給地点、架空引込線の引込線取付点、地中引込線によって接続を行なう場合の一般送配電事業者等の供給設備と接続する電気設備の施設場所、計量器等の取付位置および建物内に計量器等を取り付けた場合の扱いについては、原則として契約者と一般送配電事業者等との協議によって定めていただきます。

第44条（工事費負担金等相当額の申受け等）

- (1) 一般送配電事業者等から、託送供給等約款にもとづき、契約者への電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けません。
- (2) 一般送配電事業者等から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。
- (3) 託送供給等約款にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則としてお客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。
- (4) 契約者の都合によって需給開始に至らないで申込を取消または変更される場合で、当該一般送配電事業者等から託送供給等約款にもとづき費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を申し受けません。

第8章 雑則

第45条（禁止事項）

契約者が契約にもとづいてサービスを受ける権利は、譲渡することができません。ただし、当社がとくに認める場合を除きます。

第46条（契約者に係る情報の取扱い）

- (1) 当社は、基本情報（氏名、住所、電話番号および小売供給等契約の契約番号）、および供給（受電）地点に関する情報（託送供給等契約を締結する一般電気事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給（受電）地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法）を、託送供給契約の締結、変更または解約のため、小売供給契約または電気受給契約（以下「小売供給等契約」といいます）の廃止取次のため、供給（受電）地点に関する情報の確認のため、および電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約にもとづく一般電気事業者の業務遂行のため、小売電気事業者、一般送配電事業者等および電力広域的運営推進機関との間で、契約者の個人情報と共同で利用することがあります。
- (2) 当社は、契約者に関する次の情報を取扱います。なお、業務の遂行上必要な範囲での利用には、加入者に係る情報を当社の業務を委託している者、提携事業者もしくは特定事業者およびサービス提供に係るクレジットカード会社等の金融機関に提供する場合を含みます。
 - イ 契約者の氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所、請求書の送付先、生年月日に関する事項。
 - ロ 契約内容に関する事項。
 - ハ 利用料金等の請求額、利用料金等の滞納の事実およびその記録、請求先、支払方法、口座振替に係る口座名義人および口座番号、クレジットカード会社、クレジットカード番号その他の料金請求・支払いに関する事項。
- (3) 当社は、前項に記載する契約者の個人情報を次の目的のために利用するものとします。
 - イ 当社のサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求、サービスのメンテナンス、アフターサービス業務、変更・解約等に関する諸手続き、サービスに関するお知らせ等の送付、その他の当社の契約等に係る業務遂行のため。
 - ロ 契約者の電力の利用情報やサービス提供の記録に関する分析を行い、契約者が支障なく電力利用が継続できるように設備の保守等を行うため。
 - ハ 上記イ～ロのほか、契約者から同意を得た場合において、その範囲内で利用するため。
- (4) 契約者は、前項に加えて、当社がJ:COM電力共用部コースに関連して取得した契約者の毎時使用電力量、電力使用頻度、電力使用时间帯等について、当社が次に定める利用目的の範囲内で利用する可能性があることにつき、予め同意するものとします。

- イ J:COM 電力共用部コースを円滑に運営し、および J:COM 電力共用部コースを構成する機能等の提供（連絡や通知等のための電子メールの送信等を含みます。）で、J:COM 電力共用部コースの認証情報、契約者の毎時使用電力量、電力使用頻度、電力使用時間帯等、その他 J:COM 電力共用部コースの利用履歴等を利用すること。
- ロ J:COM 電力共用部コースの利用者からの請求、問合せおよび、苦情に対し、対応または連絡等をするために、J:COM 電力共用部コースの認証情報、その他 J:COM 電力共用部コースの利用履歴等を利用すること。
- ハ J:COM 電力共用部コースの利便性の提供・向上、新たなプランの検討およびアフターサービス業務等で、J:COM 電力共用部コースの認証情報、契約者の毎時使用電力量、電力使用頻度、電力使用時間帯等、その他 J:COM 電力共用部コースの利用履歴等を利用すること。
- ニ 当社の営業・販売活動の促進やプロモーションを行うため、また、当社設備の保守および当社の新規サービスの開発や当社のサービスレベルの維持・向上を図るため、契約者が当社の J:COM サービスを利用しているときは、当該 J:COM サービスで取得した当該 J:COM サービスの利用に係る情報（J:COM TV サービスで利用するセットトップボックスから取得する視聴状況、またはインターネットの使用状況（法の趣旨に則り法律上保護されるべきものは除きます）ならびに操作に関する記録等の情報を含むがこれらに限られない。）と、J:COM 電力共用部コースの利用者の認証情報、契約者の毎時使用電力量、電力使用頻度、電力使用時間帯等、その他 J:COM 電力共用部コースの利用履歴等や利用者の生年月日等の属性および契約内容に関する事項、認証情報に関連する住所もしくは居所等に関する記録を突合する等して利用すること。

第 47 条（準拠法）

契約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第 48 条（合意管轄）

契約者と当社との間における一切の調停、訴訟その他の紛争については、営業区域を管轄する簡易裁判所または地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 49 条（言語）

契約の適用および解釈にあたっては、日本語を有効言語とし、日本語以外の言語で解釈されたもの、翻訳物は何ら効力をもたないものとします。

第 50 条（定めなき事項）

契約に定めなき事項が生じた場合、当社および加入者は契約の趣旨に従い、誠意をもって協議の上、解決にあたるものとします。

第 51 条（暴力団排除に関する条項）

- (1) 当社および契約者は、互いに相手方に対し、約款締結時および将来にわたり、以下の各号の事項を表明し、保証するものとします。

イ 自らまたは自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます）、親会社、子会社、または関連会社が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます）のいずれにも該当しないこと。

ロ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、約款の締結および履行をするものではないこと。

(2) 前項のほか、当社および契約者は、互いに相手方に対し、直接または間接を問わず以下の各号に定める行為を行わないことを表明し、保証するものとします。

イ 自らもしくは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法的な責任をこえた不当な要求等の行為

ロ 偽計もしくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

ハ 反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本または資金の導入および関係を構築する行為

ニ 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為

ホ 反社会的勢力が当社または契約者の経営に関与する行為

第 52 条（統計情報の取扱い）

(1) 当社は、契約者が J:COM 電力共用部コースを利用することによって得られる全ての情報を管理します。

(2) 前項に定める情報（個人を特定できる情報は含みません）は、当社が統計・集計等を行い、当社の営業・プロモーション活動に活用することがあります。

(3) 当社は、契約者の J:COM 電力共用部コース利用に関する統計情報（個人を特定できる情報は含みません）を作成することができます。なお、当該統計情報およびこれらに基づく情報は当社に帰属し、契約者は如何なる権利も持たないものとします。